

## 告示

# 青森県報

第十九号

令和七年  
十二月二十四日  
(水曜日)

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年十二月二十四日

青森県知事 宮下宗一郎

## 目次

## 告示

- 特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生 ..... (水産振興課) : 一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生 ..... (同) : 一
- 道路の区域の変更 ..... (道路課) : 二
- 道路の供用の開始 ..... (同) : 二
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更 ..... (会計管理課) : 二

## 公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 ..... (人事課) : 三

## 出先機関

- 土地改良区の役員の就任及び退任 ..... (西北農林水産事務所) : 三

## 人事委員会

- 人事委員会規則七一一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一  
部を改正する規則 ..... (事務局) : 四
- 人事委員会規則七一三八（給料表の適用範囲）の一部を改  
正する規則 ..... (同) : 四
- 人事委員会規則七一三三（義務教育等教員特別手当）の  
一部を改正する規則 ..... (同) : 四

## 青森県告示第六百十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年十二月二十四日

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
下北郡東通村大字尻屋字山根一九の三	尻屋加入区
下北郡東通村大字尻屋字水神八四の一	南谷 宏三
	杉本 大志

青森県知事 宮下宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域
むつ市大字関根字前浜四三の三九 奥川 直之	関根浜区域
葛野 昭男	同組合の地区協 底建網漁業

下北郡佐井村大字佐井字磯谷一九二の一 新田辰男	下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇三の一 東出一夫	五所川原市十三深津二一 相川幸彦	五所川原市十三深津一二 相川唯志
佐井村第四区域 同組合の地区 のうち、大字区 域佐井字磯谷の漁業	佐井村漁業協同組合の地区 のうち、大字区 域佐井字磯谷の漁業	十三区域 組合の地区 十三漁業協同	十三漁業協同
主として底建網 漁業	主として底建網 漁業	底びき網を使用 して行うじみ 漁業	底びき網を使用 して行うじみ 漁業

青森県告示第六百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係方面は告示の日から令和八年一月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十四日

青森県知事 宮下宗一郎

番図 号面	種道 路類の 名	路線名	変更の区間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
後	前	前後別				
二四〇・二〇メートルまで	二一八・六〇メートルから	二二・六〇メートルまで	四七・〇〇メートル	四七・〇〇メートル	四七・〇〇メートル	
三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八八林班い小班まで	三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八八林班い小班から	三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八八林班い小班	三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八八林班い小班	三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八八林班い小班	三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八八林班い小班	三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八八林班い小班
県道	線戸来岳貝守	県道	1	番図 号面		

三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八  
八林班い小班から  
三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八  
八林班い小班まで

青森県告示第六百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり  
道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年一月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十四日

## 路線名 供用開始の区間

の供  
用開  
始日  
期

青森県知事 宮下宗一郎

令和七年十二月二十四日

青森県知事 宮下宗一郎

六  
五  
四  
三  
二  
一

特定契約の相手方を決定した日  
契約の相手方の名称及び住所  
契約の方法  
随意契約  
契約の相手方を決定した日  
契約の相手方の名称及び住所

東京都港区芝五丁目七の一  
日本電気株式会社

区分	住 所	名 称	売りさばき場所
変更前	青森市大字羽白字 富田一九〇の四	青森農業協同組合	青森市筒井一丁目 五の一〇
変更後			青森市筒井一丁目 七・三・三
廃止			年変月日更 令和 七・三・三

## 公 告

### 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和7年12月二十四日

青森県知事 宮下宗一郎

役員別	監事	氏名	住 所	土地改良区の役員の就任及び退任
人事評価システム移行業務委託 一式	吉田秀美	つがる市木造越水神山一〇の一	青森県西北農林水産事務所長 豊澤順造	土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十八項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同令第十九項の規定により公告する。
青森県総務部人事課	小山内金巳	古坂信也 成田昭司 吉田秀美	小山内金巳 柏桑野木田幾世九の四 富范町萱津二三の四 木造越水神山一〇の一 富范町萱津二三の四	つがる市木造越水神山一〇の一 富范町萱津二三の四 柏桑野木田幾世九の四 福井七七の二 七二・二退任
				令和 の年 月 日 就任 及び 退任 七二・三就任

## 出 先 機 関

令和7年12月二十四日

青森県西北農林水産事務所長 豊澤順造

- 七 隨意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十二条第一項第一号の規定による。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

人事委員会規則七一一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をこのに公布する。

令和七年十二月二十四日

青森県人事委員会委員長 奥崎栄一

人事委員会規則七一一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(1)及びウ中「七千五百円」を「八千円」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三条中「前条第四号」を「前条第三号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

人事委員会規則七一三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

青森県人事委員会委員長 奥崎栄一

人事委員会規則七一三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一三八（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

3 教育職給料表(一)の備考(三)の人事委員会規則で定める職員は、第一項第一号から第三号までに掲げる者うちその職務の級が四級である者とする。

第五条第三項中「同表」を「同表」に、「とする」を「と、その職務の級が四級である者は同表の備考(三)の人事委員会規則で定める職員とする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 教育職給料表(二)の備考(三)の人事委員会規則で定める職員は、第一項第一号及び第二号に掲げる職員のうちその職務の級が四級である者とする。

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

人事委員会規則七一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をこのに公布する。

令和七年十二月二十四日

青森県人事委員会委員長 奥崎栄一

人事委員会規則七一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「には、」の下に「当該教育職員が分掌する次に掲げる校務の種類に応じて」を加え、同条に次の各号を加える。

一 高等学校の学級（特別支援学級を除く。）を担任する業務

二 前号に掲げるもの以外の校務

第四条各号を次のように改める。

一 条例第十九条の六第一項に規定する職員で教育職給料表(二)の適用を受けるもの

のうち、同項第一号に掲げる校務を分掌する職員 学級担任に係る手当額及び第三号アに掲げる額の合計額（その額が八千二百円を超える場合にあつては、八千二百円）

二 前条に規定する職員のうち、同条第一号に掲げる校務を分掌する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額が八千二百円を超える場合にあつては、八千二百円）

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 学級担任に係る手当額及び次号イに掲げる額の合計額

イ 条例第十九条の七第一項若しくは第二項の規定による産業教育手当（以下「産業教育手当」という。）又は条例第十九条の八第一項の規定による定時制通信教育手当（以下「定時制通信教育手当」という。）を支給される職員で、農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育に従事するもの 学級担任に係る手

当額及び次号ウに掲げる額の合計額  
ウ 産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給される職員で、イに掲げる職員以外のもの 学級担任に係る手当額及び次号エに掲げる額の合計額

「額」)」を「額」( )」に改め。別表第一及び別表第二を次のよつに改め。

別表第一 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第4条関係)

職員の区分	号給	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
		1から4まで	5から8まで				
定年 前再任用 短時間勤務職員	9から12まで	1,400	1,700	3,600	5,300		
	13から16まで	1,500	1,700	3,800	5,400		
	17から20まで	1,600	1,800	3,800	5,500		
	21から24まで	1,700	1,900	4,000	5,600		
	25から28まで	1,800	2,000	4,100			
	29から32まで	1,900	2,100	4,100			
	33から36まで	1,900	2,200	4,200			
	37から40まで	2,000	2,300	4,400			
	41から44まで	2,200	2,400	4,400			
	45から48まで	2,200	2,600	4,600			
	49から52まで	2,300	2,600	4,700			
	53から56まで	2,400	2,800	4,700			
	57から60まで	2,400	3,000	4,800			
	61から64まで	2,500	3,200	4,900			
	65から68まで	2,600	3,300	5,000			
	69から72まで	2,600	3,400	5,100			
	73から76まで	2,700	3,500	5,100			
	77から80まで	2,800	3,700	5,200			
	81から84まで	2,800	3,800	5,200			
	85から88まで	2,800	3,800				
	89から92まで	2,900	3,900				
	93から96まで	3,000	4,000				
	97から100まで	3,100	4,100				
	101から104まで	3,100	4,200				
	105から108まで	3,200	4,300				
	109から112まで	3,200	4,400				
	113から116まで	3,200	4,400				
	117から120まで	3,300	4,500				
	121から124まで	3,300	4,600				
	125から128まで	3,300	4,700				
	129から132まで	4,700					
	133から144まで	4,700					
	145から148まで	4,800					
	149	4,900					
定年 前再任用 短時間勤務職員		2,200	2,600	3,500	4,400		

- 第一条中「同条」を「同条第一項」に、「掲げる額」を「掲げる額( )」に、  
第五条中「同条」を「同条第一項」に、「掲げる額」を「掲げる額( )」に、  
ア 前号以外の場合 三千円を超えない範囲内で、その学級を担任する日数及び職員の数を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い決定する額

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者（第4条関係）

職員の 区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		1,300 円	1,700 円	4,000 円	5,100 円
5から 8まで	1,300	1,800	4,100	5,200	
9から 12まで	1,400	1,900	4,100	5,300	
13から 16まで	1,500	2,000	4,200	5,400	
17から 20まで	1,600	2,100	4,400	5,500	
21から 24まで	1,700	2,200	4,400	5,600	
25から 28まで	1,800	2,300	4,600		
29から 32まで	1,900	2,400	4,700		
33から 36まで	1,900	2,600	4,700		
37から 40まで	2,000	2,600	4,800		
41から 44まで	2,200	2,800	4,900		
45から 48まで	2,200	3,000	5,000		
49から 52まで	2,300	3,200	5,100		
53から 56まで	2,400	3,300	5,100		
57から 60まで	2,400	3,400	5,200		
61から 64まで	2,500	3,500	5,200		
65から 68まで	2,600	3,700			
69から 72まで	2,600	3,800			
73から 76まで	2,700	3,800			
77から 80まで	2,800	3,900			
81から 84まで	2,800	4,000			
85から 88まで	2,800	4,100			
89から 92まで	2,900	4,200			
93から 96まで	3,000	4,300			
97から 100まで	3,100	4,400			
101から 104まで	3,100	4,400			
105から 108まで	3,200	4,500			
109から 112まで	3,200	4,600			
113から 116まで	3,200	4,700			
117から 120まで	3,300	4,700			
121から 124まで	3,300	4,700			
125から 128まで	3,300	4,700			
129から 132まで	3,400	4,700			
133から 136まで	3,400	4,800			
137から 140まで	3,400	4,900			
141から 144まで	3,500				
145から 153まで	3,500				
定年前 再任用 勤務職 員	2,200	2,600	3,500	4,400	

## 附 則

(施行期日)

1 ノの規則は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の人事委員会規則七一一二三三（義務教育等教員特別手当）第四条第一項第一号の規定による承認の手続は、ノの規則の施行前においても行うことがである。

（人事委員会規則二二二二（人事委員会事務専決代決規則）の一部改正）  
3 人事委員会規則二二二二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十

六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 人事委員会規則七一一二三三（義務教育等教員特別手当）第四条第二項第一号の規定による承認に関するもの。

(人事委員会規則七一一〇（給料等の支給）の一部改正)

第五条の二中「支給方法」の下に「（人事委員会規則七一一二三三（義務教育等教員特別手当）第四条第一項の学級担任に係る手当額に係る義務教育等教員特別手当について、日割計算に係るものを除く。）」を加える。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一號	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七號
東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七七銭